

鎌 介 第 519 号

令和3年5月6日

市内介護事業所 御中

鎌倉市介護保険課

新型コロナウイルスワクチン接種に係る訪問介護の利用について

日頃より、本市介護保険行政に御理解、御協力を賜りまして、ありがとうございます。

さて、鎌倉市においては、高齢者向けの新型コロナウイルスワクチン接種を令和3年5月16日から開始する予定です。接種については、市内8会場における集団接種となり、65歳以上の高齢者には、接種券と併せて自宅と集団接種会場を往復するためのタクシー利用券を配布しています。

新型コロナウイルスワクチン集団接種に係る訪問介護の利用については、「令和3年4月6日付介護保険最新情報 Vol. 963」の問6とおりにとなりますので、各事業所におかれましては、内容を確認の上、御対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、個別接種について、集団接種の実施状況や、ワクチンの供給状況などを適宜検証しながら、開始の時期について医師会と調整を進めていきたいと考えています。このことから、今回のタクシー利用券については、介護タクシー（介護用車両）は利用対象外となりますので、ご注意ください。

【問い合わせ先】

介護保険の算定に係る内容は、介護保険課 電話 0467-61-3950

タクシー利用券の利用に係る内容は、新型コロナウイルスワクチン接種担当

電話 0467-23-3000(内線 2884)